

辰野町 DX 推進戦略

「資源・魅力・可能性を融合した光り輝く辰野町を目指して」

【第 3.0 版】

改定日	改定版	改定内容
令和 7 年 5 月 1 日	第 3 版	・総務省自治体 DX 推進計画第 4.0 版改定に基づき改定
令和 6 年 4 月 1 日	第 2 版	・総務省自治体 DX 推進計画第 2.3 版改定に基づき改定

令和 7 年 5 月



Center of Japan

36° 00' 00" N 138° 00' 00" E

目次

第1章 DX 推進戦略策定の背景	3
1 はじめに	4
2 国の動向	
3 長野県の DX 推進	5
4 辰野町 DX 推進戦略の策定	
第2章 辰野町の取組	6
1 DX 推進戦略の目指す姿	7
2 DX 推進体制	
3 辰野町第6次総合計画との位置づけ	8
4 DX 推進戦略対象期間	
第3章 DX 推進施策	9
1 辰野町 DX 推進分類	10
2 辰野町 DX 推進ロードマップ	
3 辰野町 DX 推進施策	11
(1) 自治体 DX の重点取組事項	
(2) 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル 社会の実現に向けた取組	
(3) 辰野町において必要に応じ実施を検討する取組	
4 施策の実施について	15

第 1 章 DX 推進戦略策定の背景

1 はじめに

少子高齢化、人口減少の進行、暮らしや働き方に対する多様な価値観の変化により、これまで以上の速さで物事が変化する新しい時代を迎えています。

令和2年度辰野町の国勢調査の人口は18,555人で平成27年と比較し1,215人減少しました。今後令和12年(2030年)には15,674人、令和22年(2040年)には12,913人に減少していくことが予想されます。

このような人口減少は行政職員や地域を担う人の減少を意味しており、公共施設や道路などの維持管理や行政事務を行うことができなくなる可能性があります。一方で、住民ニーズは多様化し、行政の仕事はますます複雑・多岐にわたっています。

そのような中で、インターネットの普及、スマートフォンをはじめとした各種デバイスの小型化・高機能化、搭載されるアプリケーションの高性能・低価格化・利用のしやすさ、選択肢の劇的な増加などデジタル技術はわれわれの身近なものになり一般化しています。今まさに、従来の「ヒト・モノ・カネ」の社会関係資本にデジタル技術が加わり、活用できるようになる時代となりました。

だからこそ、こうした技術を活用し、公共事業や行政事務を効率的にすすめていくことがこれからの時代には重要となってきています。

2 国の動向

デジタル改革関連法が施行され、総務省では、令和2年12月25日に「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を策定しました。

自治体が自ら担う行政サービスについて、デジタル技術やデータ、AIを活用して住民の利便性の向上と業務効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。このことを踏まえ、自治体が着実にDXに取り組めるよう、令和3年7月には「自治体DX推進手順書」が作成されました。

その後「骨太の方針2022」において、「自治体DX計画改定により、国の取り組みと歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取り組みを推進する」ことを受けて、令和4年9月「デジタル社会の実現に向けた重点計画」「デジタル田園都市国家構想基本方針」において国が掲げる理念や支援策等を自治体DXの取り組みと合わせて取り組むべき事項となりました。

さらに、総務省では、「規制改革実施計画」や「規制改革推進に関する中間答申」において、eLTAXを活用した公金収納の取組を進めることが記載されたこと等を踏まえ、令和6年2月22日に「自治体DX推進計画 第2.3版」として改定されました。

その後、令和6年には、地方自治法の改正により自治体におけるサイバーセキュリティの確報の方針の策定義務等が盛り込まれ、「地方公共団体情報システム標準化方針」の改定等も行われました。また総務省の「自治体DX推進計画」は令和3年1月から令和8年3月までを対象期間としていますが、それ以降も引き続き推進するために、令和8年度以降の計画の取り扱いについて検討を行うことになりました。それらを踏まえ、令和7年3月には「自治体DX推進計画 第4.0版」が提示されました。

3 長野県の DX 推進

長野県は、Society 5.0 時代を見据えて、県内の 5G などのインフラ整備を促進し県民や県内企業、県外の人や企業にも魅力的な地域にすることを目的に、DX を進めています。デジタル技術の特徴である「汎用化」と「ネットワーク効果」を活かし、広域で多様な連携による効率化・デジタル投資の費用対効果の向上を実現させるものとしています。

また、令和 7 年 3 月には、長野県 DX アクションプラン（2025～2027 年度）が公開され、位置づけや計画期間が公開され、「誰もが DX の恩恵を享受できるよう、市町村や事業者など多様な主体と連携し、暮らし・産業・行政といったあらゆる分野における DX の取組を進めることを通して、新たな技術に適応しながら持続可能な社会を実現すること」が目指す姿として示されています。

（※長野県 DX 戦略）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/DX-promo/DX/2007DXsenryaku.html>

（※長野県 DX アクションプラン）

<https://sites.google.com/union.nagano-map.lg.jp/nagano-dx/naganoken>

4 辰野町 DX 推進戦略の策定

辰野町では資源・魅力・可能性を 3 原色とし、それぞれを融合して未来に向けた種をまくため、3 つの X（BX・DX・GX）を掲げ、大きな改革に取り組みます。

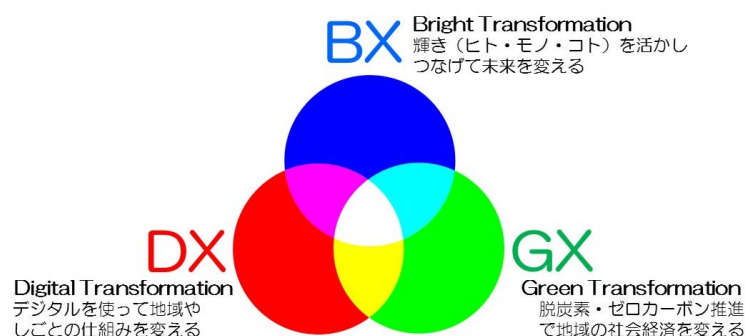
人口減少、少子高齢化、地域の担い手不足など、社会課題は複雑化、多様化しており、住民ニーズに柔軟に対応し持続可能なサービスを提供していくことが求められます。

自治体が行う DX は、これまでの情報化とは異なり、単なるシステムの導入や更新だけでなく、業務手順の見直しや、職員一人ひとりの生産性・適応性を向上させ、組織の在り方等を変える大きな改革が必要です。

そのため、辰野町では、総務省の「自治体 DX 推進計画」に基づき、デジタル技術の導入による行政サービスや住民の利便性の向上を図ることを目的として本戦略を策定します。

さらに、令和 6 年度に総務省が改定した「自治体 DX 推進計画 第 2.3 版」に基づき、「辰野町 DX 推進戦略 第 2 版」を策定、令和 7 年度においては「自治体 DX 推進計画 第 4.0 版」に基づき、「辰野町 DX 推進戦略 第 3 版」を策定し、令和 8 年度以降の計画についても検討いたします。

辰野町にある光（＝資源・魅力・可能性）の 3 原色＝3X



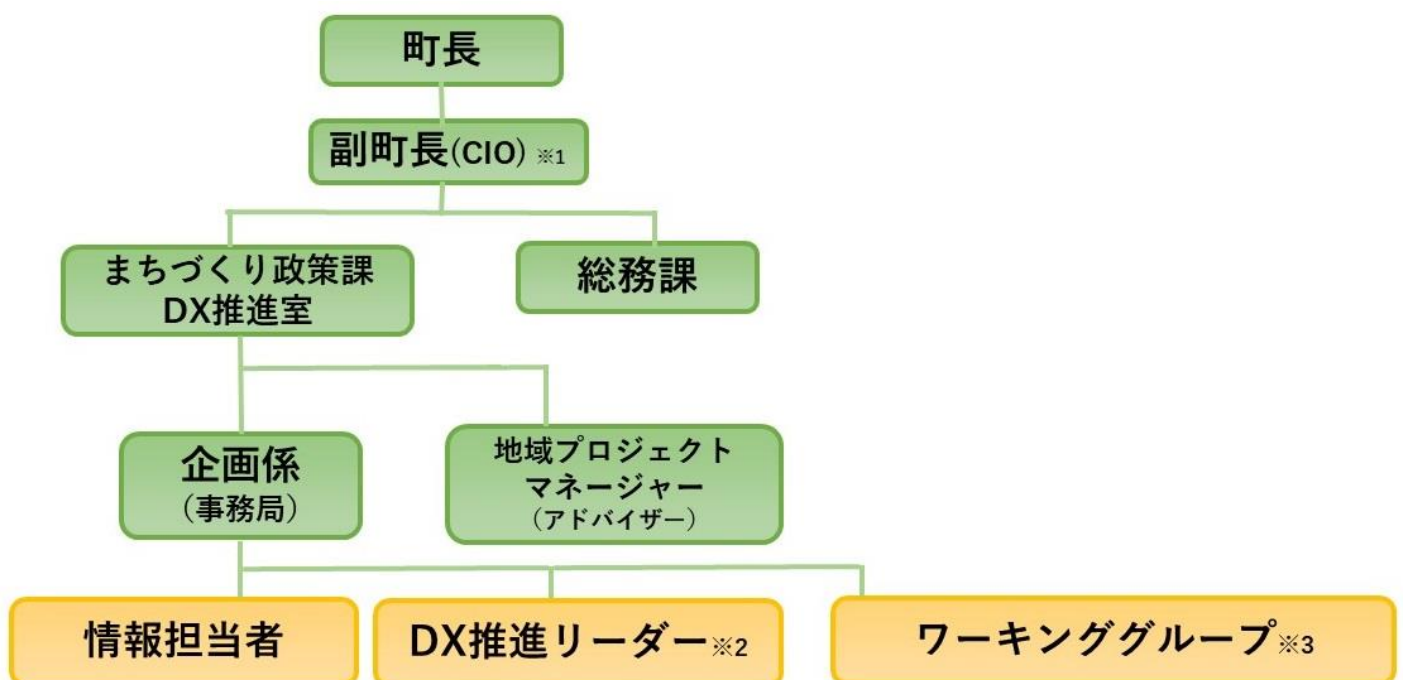
第 2 章 辰野町の取組

1 DX 推進戦略の目指す姿

1. 住民ニーズの多様化に「ワンストップ・フロー（行かない・書かない・待たない・迷わない）」で効果的に対応する。
2. 業務手順の見直しをはかり、職員一人ひとりの生産性・適応性を向上させる。

業務や住民サービスの見直しを行い「ワンストップ・フロー」を合言葉に、住民の方も、職員も、共に負担が軽減され、時間などに余裕が生まれ、相互にとってメリットがある関係を目指します。

2 DX 推進体制



所属を越えたプロジェクトチームの発足や、外部アドバイザーの活用、ワーキンググループ※設置等、全庁一丸となり推進していきます。

※1 CIO : Chief Information Officer (最高情報統括責任者)

※2 DX 推進リーダー：各課においてデジタル活用や意識醸成を牽引する

※3 ワーキンググループ：全庁における現状課題の分析・施策検討・先行事例・人材育成

3 辰野町第 6 次総合計画との位置づけ

辰野町第 6 次総合計画における基本方針 2 を実現します。

「方針 2 デジタル化など技術の発展や社会の変化を活かしたまちづくり」

これからの 10 年で、ICT、IoT、AI 技術の発展はますます急速になります。これらの技術の発展は、新たな産業や生活の利便性を高めるうえで好機となり得ます。技術革新をいち早く活用することで、日常の生活や地域課題の解決に役立てます。また、町民がこれらの技術を十分に使いこなすことができるよう、環境整備や学習機会を設けます。

4 DX 推進戦略対象期間

本戦略は、令和 4 年度から令和 7 年度までを対象期間とします。

戦略の内容については、第 6 次総合計画や国の政策動向等を踏まえ随時見直しを行います。

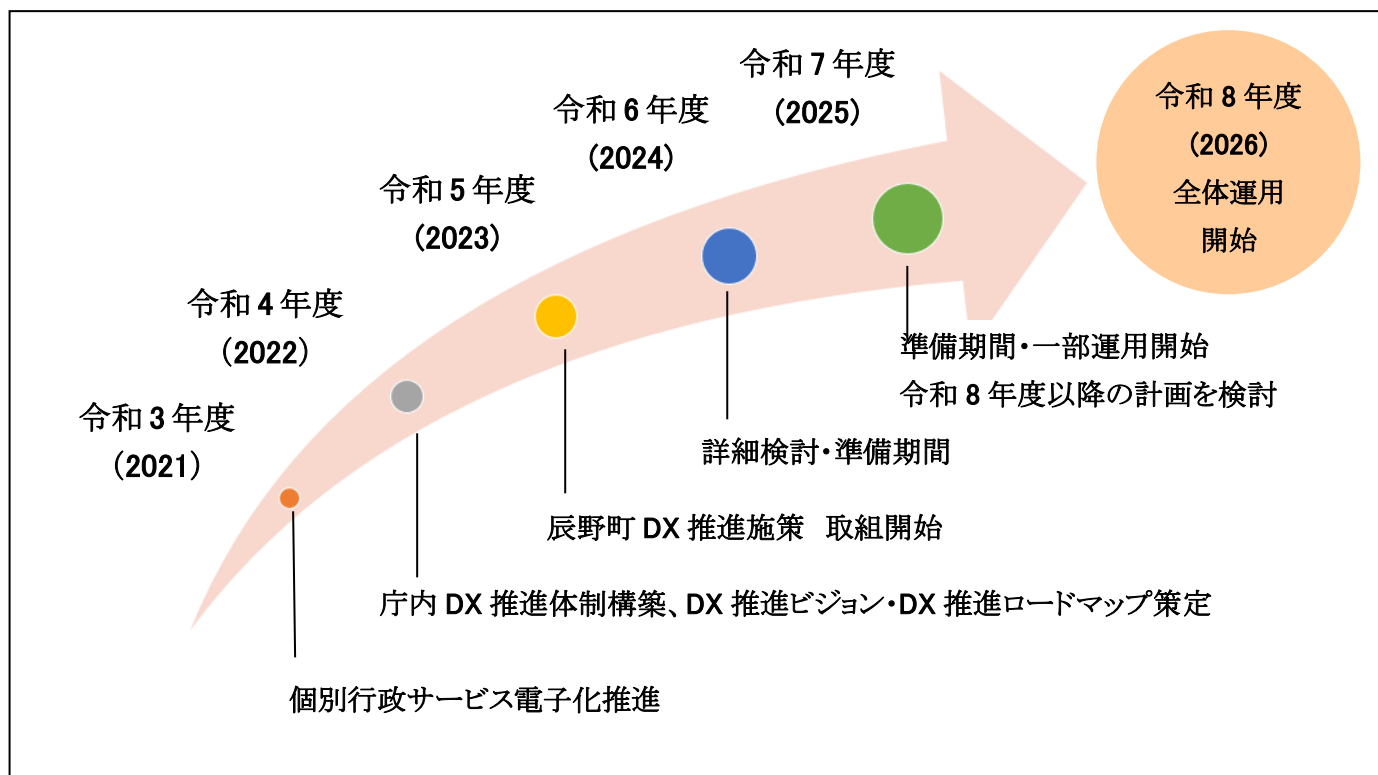
第 3 章 DX 推進施策

1. 辰野町 DX 推進分類

- (1) 自治体 DX の重点取組事項
- (2) 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組
- (3) 辰野町において必要に応じ実施を検討する取組

当町における DX 推進施策は、「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」(総務省、令和 4 年 9 月 2 日)に基づき、上記の 3 分類にて総合的に推進します。

2. 辰野町 DX 推進ロードマップ



3. 辰野町 DX 推進施策

(1) 自治体 DX の重点取組事項

取組事項	具体的な取り組み内容
1) 自治体フロントヤード改革の推進	自治体窓口 DX として「書かないワンストップ窓口」の取組みを推進し、「辰野町フロントヤード改革」として「行かない」「書かない」「待たない」「迷わない」窓口を目的とする「フロントヤード」改革に積極的に取り組みます。また自宅でのオンライン来庁予約、近隣の郵便局・公民館での申請サポートやリモート相談、来庁時のセルフ端末、個別ブースでの丁寧な相談など、対面・非対面の対応を適切に組み合わせ、町民との多様な接点を実現します。これらの改革を通じて、庁舎空間が単なる手続きの場から地域課題の解決の場として活用することを目指します。
2) 自治体情報システムの標準化・共通化	行政サービスに係る基幹系 20 業務システムについて、国が新たに構築する全国的なクラウドシステム（Gov-Cloud：ガバメントクラウド）を活用して、ワンストップとなるためのデジタル化を進めていきます。また、町民の利便性の向上をはかるため、以下の手続きについてのデジタル化も行っています。 <対象業務> ・児童手当 ・住民基本台帳 ・選挙人名簿管理 ・固定資産税 ・個人住民税 ・法人住民税 ・軽自動車税 ・就学 ・国民健康保険 ・国民年金 ・障害者福祉 ・後期高齢者医療 ・介護保険 ・生活保護 ・健康管理 ・児童扶養手当 ・子ども、子育て支援 ・戸籍 ・戸籍の附票 ・印鑑登録事務
3) 公金収納における eL-QR の活用	公金の性質上、全国的に共通の取り扱いとする必要がある、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、河川法上の流水占用料等について eL-QR（地方税統一 QR コード）を活用した納付を進めます。また、普通会計に属する全ての公金ならびに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料について eLTAX を活用した納付が可能となるよう取り組みます。
4) マイナンバーカード普及促進・利用の推進	辰野町のマイナンバーカード保有率は令和 7 年 3 月末時点で人口に対する割合が 92.42%となり、国の人口に対する割合の 77.1%（令和 6 年 12 月 3 日時点）より大幅な保有率となっている。今後は、令和 7 年度以降のカードや電子証明書の大量更新へ対応するための体制整備や、紛失した者、新規出生者、国外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合の特急発行の仕組みを整えるほか、出生届とカード申請様式の一体化、オンライン出生届と併せてカードのオンライン申請化の検討を進めていきます。

5) セキュリティ対策の徹底	安心してデジタル技術を活用するために、あらためてセキュリティ対策を見直し、業務の利便性・効率化の向上を行っていきます。 ①辰野町セキュリティポリシーの改正 ②サイバーセキュリティ対策の推進 等
6) AI・RPA の利用促進	AI・RPA などのデジタル技術を有力なツールと位置づけ、国が作成する「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」及び「自治体における RPA 導入ガイドブック」を参考に積極的に活用していきます。
7) テレワークの推進	業務の効率化を図り、行政サービスの向上をめざし、また、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できるテレワーク推進を情報セキュリティの確保につとめながら行っていきます。
参考： 【令和5年4月】 3) 行政手続きのオンライン化	国が定める特に利便性の向上に資する 27 手続き及び転出・転入手続き関係について、マイナンバーカードを用いて『マイナポータル』からオンラインで電子申請ができるようになります。 <子育て関係 15 手続き> ・児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 ・児童手当等の額の決定の請求及び届出 ・氏名変更／住所変更等の届出 ・受給事由消滅の届出 ・未支払の児童手当等の請求 ・児童手当等に係る 寄附の申出 ・児童手当に係る 寄附変更等の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 ・受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 ・児童手当等の現況届 ・支給認定の申請 ・保育施設等の利用申込 ・保育施設等の現況届 ・児童扶養手当の現況届の事前送信 ・妊娠の届出 <介護関係 11 手続き> ・要介護、要支援認定の申請 ・要介護、要支援更新認定の申請 ・要介護、要支援状態区分変更認定の申請 ・居宅（介護予防）サービス計画作成(変更)依頼の届出 ・介護保険負担割合証の再交付申請 ・被保険者証の再交付申請 ・高額介護（予防）サービス費の支給申請 ・介護保険負担限度額認定申請 ・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請

	・ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請 ・ 住所移転後の要介護、要支援認定申請 <被災者支援関係 1 手続き> ・ 罹災証明書の発行申請手続 <転出・転入手続き関係> ・ 引越しワンストップサービス
--	---

<スケジュール>

取組事項	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1) 自治体フロントヤード改革の推進	各種手続きのオンライン化				
		検討開始	実施準備	運用	
2) 自治体情報システムの標準化・共通化		検討開始	実施準備	運用	
3) 公金収納における eL-QR の活用		検討開始	実施準備	運用	
4) マイナンバーカード普及促進・利用の推進	普及促進	活用啓蒙促進			
5) セキュリティ対策の徹底	ポリシー見直し	ポリシー運用			
	セキュリティ対策の推進				
6) AI・RPA の利用促進	準備・検討	一部運用	運用開始		
7) テレワークの推進	試用開始	本格実施			
参考 【令和 5 年 4 月】 3) 行政手続きのオンライン化	準備	運用開始			

(2) 自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

取組事項	具体的な取り組み内容
1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	国が令和6年12月に決定した「地方創生2.0」の基本構想の5本柱のうち、「④デジタル・新技術の徹底活用」に基づき、デジタル・新技術を活用して構築されたデジタル基盤を有効に活用し、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化をすすめていきます。 ①デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援 ②地域におけるデジタル人材の確保・育成 ③条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化 ④デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進 ⑤デジタル技術を活用した安心・安全の確保 ⑥中小企業のデジタル・トランスフォーメーション支援 等
2) デジタルデバイス対策	年齢や障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、すべての町民が日々の生活でデジタル技術の恩恵を広く受けられるよう、環境の整備、支援策を充実させ、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指します。 ①だれでも容易に操作できる仕組みづくり ②多言語に対応した仕組みづくり ③音声からデジタルへの変換技術を活用した仕組みづくり ④デジタル支援員による住民への支援の仕組みづくり ⑤誰もが利用しやすい町ホームページの作成 等
3) デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し	目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目の規制及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制について、デジタル化を阻害する規制・制度の見直しを進めます。

<スケジュール>

取組事項	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1) 地域社会のデジタル化		詳細検討	準備	運用
2) デジタルデバイス対策		詳細検討	準備	運用
3) 規制の点検・見直し		詳細検討	見直し	運用

(3) 辰野町において必要に応じ実施を検討する取組

取組事項	具体的な取り組み内容
1) BPR の取組の徹底	国が進める行政手続きにおける署名・押印・対規制の抜本的な見直しに伴い、行政手続きのデジタル化に向けた取り組みをはじめます。 ①ペーパーレス化 ②デジタルを活用した情報発信 ③子育て支援のデジタル化 ④キャッシュレス化 ⑤マイナンバーカードを活用した地域振興 ⑥地域公共交通予約のデジタル化 ⑦公共施設予約のデジタル化 ⑧総合福祉関連のシステム化 ⑨議会のオンライン化 ⑩人事管理のオンライン化 ⑪庁内 ICT ツールの活用・オンライン化 ⑫ネットワーク整備
2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進	町が保有するデータを二次利用しやすい形で公開するオープンデータの取組を拡充し、住民・企業・団体等による地域の課題解決や新たな価値・文化の創造につなげます。

<スケジュール>

取組事項	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1) BPR の取組の徹底	課題検討	準備・試行	一部運用	運用
2) オープンデータの推進・官民データ活用の推進	課題検討	詳細検討	準備	運用

4 施策の実施について

「辰野町 DX 推進戦略」の基本方針に基づき、辰野町 DX 推進分類 (1)・(2) については国・県と歩調を合わせて実施します。

(3) については、別途「辰野町 DX 推進戦略アクションプラン」を策定し推進します。